

令和5年度 足立区障がい福祉サービス事業者等指導実施方針

1 基本方針

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき指定を受けた障害福祉サービス事業者等に対し、制度の円滑かつ適正な運営と法令等に基づく適正な事業運営及び自立支援給付の適正化を確保する観点に立ち、事業運営の適正化と透明性の確保、利用者保護及び利用者の視点に立った障害福祉サービスの提供並びに質の向上、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための体制整備を図ることに主眼を置いて実地検査を実施する。

また、監査については、法令・基準条例等の違反、自立支援給付に係る費用等の不正請求又は不適切な福祉サービスの提供が明らかな場合には、障がい者（児）福祉制度への信頼維持及び利用者保護の観点から、公正かつ適切な措置を採ることに主眼を置いて実施する。

2 指導の重点項目

（1）事業運営の適正化と透明性の確保

- ア 職員配置基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。
- イ 有資格者により提供すべきサービスが、無資格者により提供されていないか。
- ウ 自立支援給付費等算定に関する告示を理解した上、加算・減算等の基準に沿って自立支援給付費等が請求されているか。
- エ 会計基準等に則った適切な経理処理がなされ、その上で、計算書類が作成されているか。
- オ 管理者が従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に指定基準を遵守させているか。
- カ 運営規程、決算書類等の利用者のサービス選択に資する情報を提供しているか。

（2）利用者保護とサービスの質の確保

- ア 個別支援計画等が利用者の個々の状況に則して作成・記録されるとともに、見直しが図られ、適切な支援が行われているか。
- イ 利用者に対し、虐待行為や身体拘束などを行っていないか。また、利用者の人権の擁護、虐待防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。
- ウ 施設入所支援や生活介護、共同生活援助を行う事業所において、非常災害時の対応について具体的な防災計画を立てるとともに、関係機関への通報・連携体制の確保、実効性のある避難・救出訓練の実施等の対策をとっているか。
- エ 苦情、事故、感染症及び食中毒が発生した場合、適切な対応が取られているか。
- オ サービス提供を開始するに当たり、内容及び手続の説明並びに同意（個人情報等の利用を含む。）が適切に行われているか。

3 監査の重点項目

- (1) サービス内容に不正又は著しい不当がないか。
- (2) 自立支援給付に係る費用等の請求に不正又は著しい不当がないか。
- (3) 不正な手段により指定を受けていないか。
- (4) 人員基準違反等の重大な基準違反はないか。
- (5) 帳簿書類の提出や質問に対して虚偽の報告や答弁がされていないか。
- (6) 業務管理体制が実効ある形で整備され機能しているか。
- (7) 障害者虐待防止法に定める虐待に該当する疑いのある、必要以上の身体的拘束や人権侵害が行われていないか。

4 実施計画

(1) 対象事業所等

足立区障がい福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱（平成29年2月1日28足福福発第3175号決定。以下「実施要綱」という。）第1条に掲げる事業者等のうち、足立区長が所轄する社会福祉法人が運営する事業所等を対象とする。

(2) 実施形態

ア 指導・監査

(ア) 実施方法

原則として、事業又は施設種別ごとに日程等を策定し、事業所等に赴き、実地検査を実施する。また、必要に応じ、事業所等の関係者等呼び出し、執務室等において実施する。

なお、実地検査を効率的かつ効果的なものとするため、必要に応じて、一定の場所において実施することができる。

(イ) 実施単位

事業又は施設を単位として実施する。

(ウ) 実施体制

原則として2人以上の体制とする。

(エ) 実施通知

実施要綱第7条及び第11条の規定に基づき通知する。

(オ) 指導及び監査の対象

(4) の選定方針に基づき決定する。

イ 個別指導

経理事務が不十分な事業所等に対して、事業所等の関係者等呼び出し、執務室等において、指導する。

また、必要に応じ、事業所等に赴き現地において指導する。

(3) 全体計画の作成時期

当該実地検査を実施するときまでに策定する。

(4) 選定方針

ア 選定時点

原則として、令和5年4月1日時点で現存する事業所等とする。ただし、年度途中で指定を受けた事業所等については、必要があると認められた場合、実地検査の対象とする。

イ 選定方法

(ア) 実地検査

定期的実施する指導の対象として選定する事業所等のほか、次の①から⑧に該当する事業所等から選定する。

- ① 過去の実地検査において、指摘事項の改善が図られていない事業所等
- ② 過去の指摘事項の改善状況の確認が必要な場合など、継続的に指導することが必要と認められる事業所等
- ③ 苦情・告発等が多く寄せられている事業所等、又は苦情・告発等の内容から運営上の問題を有することが疑われる事業所等
- ④ 福祉サービス第三者評価を受審していない事業所等、又は当該評価結果において、問題がある事業所等
- ⑤ 事業開始後実地検査を実施していない事業所等
- ⑥ 相当の期間にわたって、実地検査を実施していない事業所等
- ⑦ 当該事業所等を運営する社会福祉法人が指導監査の時期に当たる事業所等
- ⑧ その他、実地検査の実施が必要と判断される事業所等

(イ) 個別指導

次の①又は②のうち、いずれかに該当する事業所等から選定する。

- ① 経理事務が不十分な障がい福祉サービス事業所等
- ② その他、個別指導を行うことが適当と認められる障がい福祉サービス事業所等

5 関係機関との連携

- (1) 都とともに、障がい福祉サービス事業等の適正化について、事業所等の指導の立場から連携を図る。
- (2) 必要に応じ、都との合同検査を実施する。
- (3) 必要に応じ、足立区の事業所管課に同行または立会を依頼し、指導を実施する。
- (4) 指定権限を持つ事業所管課から、指定の取消等の要件に該当する疑いがあるなどの理由により指導監査の依頼を受けた場合は、機動的に実施する。